29～32　［略］	
33　上記１から32までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

［注１　略］

２　再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。ただし、上記30に該当する場合は、この限りでない。

［３・４　略］

５　ＦＭＣサービスを提供する場合は、ＦＭＣサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「ＦＭＣサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（１、２、６、７、８又は30に限る。）により記入すること。

６　「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（６、７、16、17、18又は22に限る。）に該当する仮想移動電気通信サービスについては、上記30のみに「○」をすること。

７　「インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）」又は「上記１から32までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「ＩＸサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。

［８～10　略］

様式第８（第９条第１項、第60条の２関係）

電気通信事業届出書

［略］

［１　略］

２　電気通信設備の概要（電気通信事業法第44条第１項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）

［(1)～(3)　略］

［注１～３　略］

４　伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数を記載すること。

当該設備が無線設備の場合であつて、次に掲げる場合に該当するときは、併せてその旨を記載すること。

(1)　予定する周波数の電波を三・九一四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムに使用する場合

［(2)　略］

［５～７　略］

［３　略］

［注　略］

様式第38の８（第40条の10第１項第１号、第40条の14第１項第２号ニ関係）

電気通信事業一部認定申請書

［略］

［１　略］

28～31　［同左］	
32　上記１から31までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

［注１　同左］

２　再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。ただし、上記29に該当する場合は、この限りでない。

［３・４　同左］

５　ＦＭＣサービスを提供する場合は、ＦＭＣサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「ＦＭＣサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（１、２、６、７、８又は29に限る。）により記入すること。

６　「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（６、７、16、17又は21に限る。）に該当する仮想移動電気通信サービスについては、上記29のみに「○」をすること。

７　「インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）」又は「上記１から31までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「ＩＸサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。

［８～10　同左］

様式第８（第９条第１項、第60条の２関係）

電気通信事業届出書

［同左］

［１　同左］

２　電気通信設備の概要（電気通信事業法第44条第１項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）

［(1)～(3)　同左］

［注１～３　同左］

４　［同左］

(1)　予定する周波数の電波を三・九一四世代移動通信システムに使用する場合

［(2)　同左］

［５～７　同左］

［３　同左］

［注　同左］

様式第38の８（第40条の10第１項第１号、第40条の14第１項第２号ニ関係）

電気通信事業一部認定申請書

［同左］

［１　同左］